

# 「子どもの貧困と学び・育ちの保障 ～給食・就学援助を中心に～」

## 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

### 学習会開催

9月3日、当会会館において、元参議院事務局参事で跡見学園女子大学マネジメント学部助教授の鷹咲子教授を講師として、「子どもの貧困と学び・育ちの保障～給食・就学援助を中心に～」と題した学習会が開催された。

今回の学習会は、1月に当会が主催した首都大・学東京の阿部彩教授の講演における子どもの貧困の実態についての報告を受けて、当会として県内の子どもへの貧困に関して何ができるのか検討するために開催されたものである。

学習会では、全国及び県内における公立中学校の給食実施状況が紹介された。県内では、横浜市など14自治体で完全給食

が未実施であるのに対し、県西地域では完全給食が実施されている自治体が多い状況にある。この点については、中学校給食未実施の自治体では、保護者も給食を経験していないため、給食を実施するという動きも出にくいのではないかと

いうことが指摘された。また、完全給食未実施自治体における完全給食実施のニーズについて、保護者・中学生には給食

講演をする鷹咲子教授

6月に日弁連の事務次長へ就任して、早くも4か月が経った(本稿執筆時点)。毎日があつという間に過ぎていく感だ。日弁連の執行部は、会長(1名)、副会長(15名)、事務総長(1名)、事務次長(7名)で構成されている。事務次長7名のうち1名は職員で、6名が弁護士である。次長は常勤であるため、毎日、霞が関の日弁連会館に出勤しなければならぬ。勤務時間は特

### 日弁連事務次長

### 活動報告記

会員 武内 大徳

に定められていないが、毎朝九時頃に出勤し、七時頃に退勤している。これまでずっと職住近接の環境にあつたので、横浜から霞が関までの電車通勤はいまだに慣れない。次長には日弁連から給与が支給されるものの、事務所を維持するに十分な額とはいえない。私の場合、週末に依頼者との打合せや法律相談を行い、何とか事務所を切り回している。

次長の仕事の特徴は、とにかく会議が多いということだ。私の所管する委員会は、犯罪被害者支援委員会、消費者委員会、家事法制委員会など全部で27個に及ぶほか、月に1回の理事会や週に1、2回の正副会長会、そのための議案打合せなど基幹的な会議も数多く存在する。また、最高裁や法務省といった省庁との会合もしばしばで、平均すると1日に4、5の会議に出席している。

とにか会議が多いというところだ。私の所管する委員会は、犯罪被害者支援委員会、消費者委員会、家事法制委員会など全部で27個に及ぶほか、月に1回の理事会や週に1、2回の正副会長会、そのための議案打合せなど基幹的な会議も数多く存在する。また、最高裁や法務省といった省庁との会合もしばしばで、平均すると1日に4、5の会議に出席している。

次長の任期は定

ノルウェーでのD次長

子どもの自殺者が多いのは、夏休み明けとの記事を見た。子どもの自殺...。なぜ、夏休み明けなのか...。普段、あまり考えたことがない話題であり、一瞬絶句した▼自身自身の遠い昔の記憶を思い返してみれば、夏休みが終わり学校での生活が再開されることについて、楽しみである反面、スケジュールにしばらく生活が再開されてしまふとの負の感情もあり、様々な感情が入り乱れていたように思う。子どもは、また、成長途上であり、負の感情にそのまま流される等して、不幸にも自らの命を絶つ行為にまで及んでしまうのである。うか▼人は大人になるにつれ、物事に対して多面的な見方をできるようになり、特に法律を扱う我々は、依頼者の考え方、相手方の考え方、はまた裁判所はどのように考えているか等、日々、多方面の考え方を推測する等しながら業務に取り組んでおり、他の業種と比較しても、多様な見方、考え方に日々接していると思われる▼我々大人、特に日々、多面的な見方、考え方に触れている我々法律家が、苦しんでいる子供たちに何か伝えることができるのではないかと、業務に忙殺されている最中、ふと感じた次第である。(青山 良治)

### 山ゆり

子どもの自殺者が多いのは、夏休み明けとの記事を見た。子どもの自殺...。なぜ、夏休み明けなのか...。普段、あまり考えたことがない話題であり、一瞬絶句した▼自身自身の遠い昔の記憶を思い返してみれば、夏休みが終わり学校での生活が再開されることについて、楽しみである反面、スケジュールにしばらく生活が再開されてしまふとの負の感情もあり、様々な感情が入り乱れていたように思う。子どもは、また、成長途上であり、負の感情にそのまま流される等して、不幸にも自らの命を絶つ行為にまで及んでしまうのである。うか▼人は大人になるにつれ、物事に対して多面的な見方をできるようになり、特に法律を扱う我々は、依頼者の考え方、相手方の考え方、はまた裁判所はどのように考えているか等、日々、多方面の考え方を推測する等しながら業務に取り組んでおり、他の業種と比較しても、多様な見方、考え方に日々接していると思われる▼我々大人、特に日々、多面的な見方、考え方に触れている我々法律家が、苦しんでいる子供たちに何か伝えることができるのではないかと、業務に忙殺されている最中、ふと感じた次第である。(青山 良治)

臨時総会開催のお知らせ  
日時 2018年12月11日(火) 13時  
場所 横浜情報文化センター 情文ホール



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

### 三合同相談会

### 弁護士・税理士 司法書士による 無料相談会開催



9月22日、かながわ県民センター2階にて、「弁護士・税理士・司法書士による無料相談会」と題する相談会が、東京地方税理士会、神奈川県司法書士会及び当会の三合同により開催された。

この相談会は、毎年1回この時期に開催されている。三士業から一度に話を聞くことができる貴重な機会というところで、毎年大変好評を得ている。今年も、午前10時の相談開始の前から、多数の受付待ちの方が会場に並んでおり、この相談会に対する関心の高さを強く感じた。

この相談会は、来年度以降も引き続き開催する予定である。相談会の成功には、士業の皆様のご協力が必要不可欠であるため、来年度以降も是非協力いただきたたく、お願いする次第である。(会員 伊藤 真哉)





『佐賀の七賢人』銅像群

105名の佐賀県弁護士会において、若手は重要な会務の担い手で

既佐賀での任期は折り返しに差し掛かっているが、引き続き、前任の常勤弁護士までが築いてきた各方面との信頼関係や連携の輪を広げ、深めていけるよう尽力したいと思う。

# かなパブ最前線 「肥前さが」で、がんばってます!

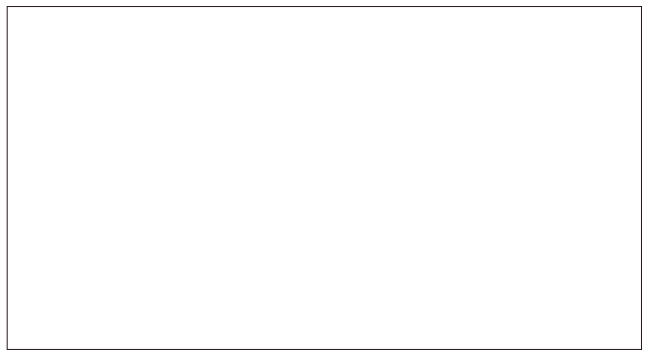
佐賀県弁護士会会員

川口 祐加

法テラス佐賀法律事務所は、佐賀市に開設された本所型の法律事務所である。過疎地型の法テラス法律事務所とは異なり、原則的に扶助・国選事件や日弁連の委託援助制度が利用できる事件のみ受任でき、有償事件(法テラスの資力基準オーバーの依頼者の事件、破産管財、後見等)は受任することができない。

また、福祉関係者や犯罪被害者支援団体、保護司会等から、各法制度に関する講義や法テラスの各分野の業務説明等の依頼をいただくこともあり、外部機関において講義・講演を行うことも少なくない。

更に法テラスの常勤弁護士として会務活動にも積極的に携わっている。会員数105名の佐賀県弁護士会において、若手は重要な会務の担い手で



懇親会にて(一番左が筆者)

## シリーズ「男女共同参画を考える」②

### 数値目標の設定に十分な議論を

当会における男女共同参画推進の活動として、2月28日臨時総会において可決され、現在、同宣言案が策定されているところである。

策定中の基本計画案は、男女共同参画推進本部の活動目標(男性会員及び女性会員の意見が等しく反映される環境を当会に作ることを果たすべく、次の5つの柱から構成される。

- ① 施策方針決定過程への女性会員の参画の拡大
- ② 就職・処遇における男女平等確保、差別的取扱

- ③ 仕事と家庭の両立支援(男女を問わない)
- ④ 研修・啓発活動の必要性
- ⑤ 女性弁護士のロールモデルの収集、会内における女性会員割合の拡大

この設定において参考としているのは、「クリティカル・マス」という考え方である。これは「組織内におけるある考え方が組織意見として反映されるためには、経験的に同じ意見を持つ30%程度の構成員が必要である」というものである。

## 労働審判研修会

### 労働審判員の目からみた労働審判

9月28日、元横浜地裁労働審判員である山際正道氏を招き、当会会館にて労働審判の研修会が開催された。労働審判員の方から話を聞ける場面は多くなく、この研修会でも46人の参加があるなど

関心の高さがうかがえた。山際氏からは、労働審判員になるにあたり、法律の素人がなぜ裁判官と同等の立場で裁判に関わるのか、その意味を考えた話があった。そして、労働審判員には会社・労働者の実情を踏まえた対応が必要という結論に至ったことだった。

具体的な事例として、皆が必ずしも守っていないルールの違反を理由にした解雇を無効とした事案が紹介され、働く上でのルールと、ルールを実際社員が守っているかという現実との調整を図ったことだった。代理人としても、ルールの存在に限らず、現実がどう

であったかといった点の主張立証にも力を入れる必要性がありそうだ。また、労働審判が配点された際の流れも説明された。証拠や書面は事前に出向いて読んでおき、当日は開廷の1時間前

山際氏による熱のこもった講演

来て、20分前には裁判官との打合せをするとのことだった。早めに提出できる資料は提出しておき、審判員にも事案を理解してもらい、充実した打合せをしようという必要性を感じた。

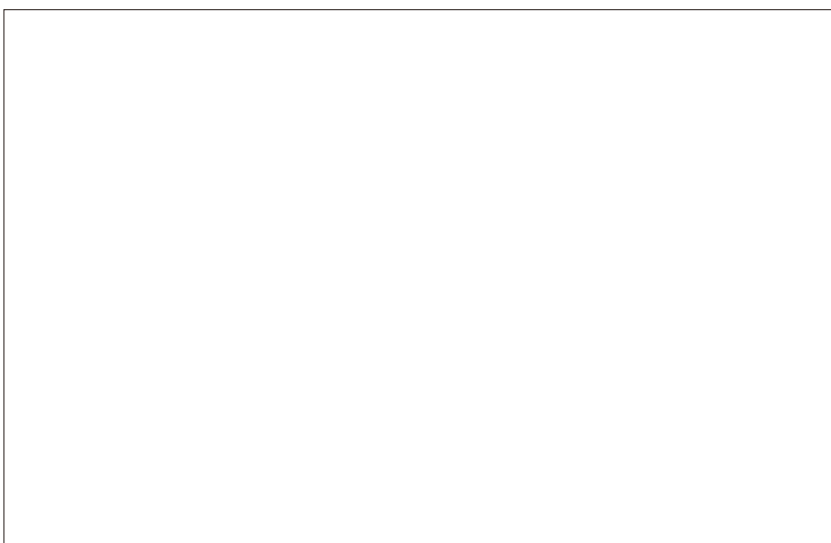
(会員) 鈴木 兼一郎



# 「犯罪被害者の力に」 ～犯罪被害者支援研修会開催～

近年、犯罪被害者が被害者参加などで刑事手続に関与することが多くなる

とともに、犯罪被害者支援に関与したいと考える弁護士も増えてきた。た



上平会員の講義に聞き入る聴講者たち

だ、充実した支援をするには相応の知識やスキルが求められる。そこで、主に初心者向けに「犯罪被害者支援の基本を学ぶ」と題した研修会を、上平加奈子会員を講師として、9月18日当会会館にて開催した。聴講した会員は、55名であった。

講義は当会犯罪被害者支援委員会発行の「犯罪被害者支援の手引き」に基づいて行われた。講義内容は、被害者から相談を受けたことを想定した事例を設定し、弁護士が支援をする上で知っておくべき制度の内容やその活用方法といった基本知識の説明がなされた。

その上で、刑事手続の段階に応じた具体的な対応方法、これまでの実務で問題になった点や、講師が工夫した点などを交えて、多角的な説明がなされた。

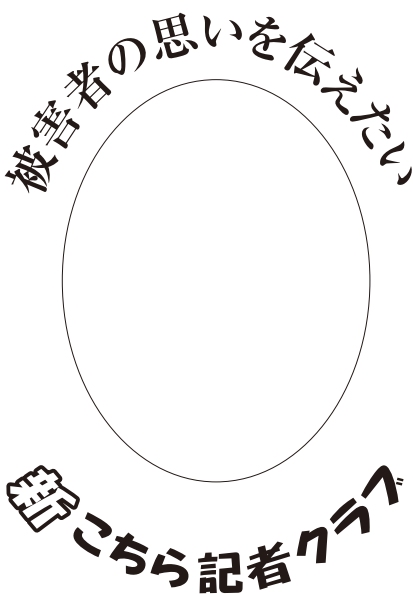
被害者支援をするには二次被害を防止するなどの配慮も必要となり、単に制度の知識を有しているだけでは充実した支援はできない。今回の研修会のように実務に精通した弁護士からの経験を踏まえた講義を聴くことで、知識を有効に活用し充実した支援ができるようになる。

犯罪被害者支援委員会  
委員長 畔柳 秀勝

今年4月から裁判の担当になった。法廷に入ると学生の時に初めて裁判を傍聴した時を思い出す。それは東京都港区で2006年に起きたシンドライバー社製エレベーターの死亡事故の刑事裁判だった。

う刑事裁判が続く中、男子高生の母親は時間を割いて私に会ってくれた。「なぜ事故が

が、息子が私に残した宿題だと思つ」と話してくれた。その言葉や思いを私は今も大切



起きたのか、なぜ防げなかったのか知りたい。失った命を次の安全対策に生かすこと

にしている。神奈川県は事件や事故が多

く、被害者に取材することも

多い。取材をしていいのか迷いが生じることもある。だが取材を重ねる中で、被害者にも悲しみや苦しみの中だからこぼれ上がる「伝えたい」という切実な思いがあることを知った。その思いを伝える場が法廷になることも多い。だからこそ彼らが社会に語り始めるまで、思いやりを忘れずに持っていたいと思

つている。

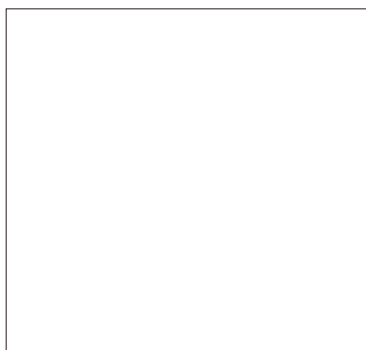
法廷は人間の悲しみや苦しみ、葛藤など様々な思いが伝えられる場でもある。その思いに誠実に耳を傾け、伝えていきたい。

(毎日新聞社 横浜支局 木下 翔太郎)

## 「初めての常議員」

会員 山本 友也 (62期)

### 常議員会のいま



茶を点てる筆者

初めて常議員に選任され、4月より常議員会に出席している。毎回、常議員会直前になると大量の資料が届く。議案の背後には、資料の厚みの分だけ執行部や委員会など多くの方々のご苦労があると思う。頭が下がる思いである。

まだ若輩者の私であるが、選挙で選ばれたからには、毎回出席して議論に参加できるように心がけている。こんな私も、勇気を振り絞って反対意見を述べたこともある。高度プロフェッショナル制度の創設に反対する声明の議案について、私は、法案の問題点を指摘することに賛成だが、制度そのものまで否定すべきなのかと意見させていただいた。私自身、サラリーマン経験を経て弁護士になり、時間に縛られない弁護士の労働形態に魅力を感じていたこともあって、対象を限定するなどメリットに対する手当てができるのであれば、制度を新設

する。いずれの意見も、各常議員が、会員のため社会のために当会がどうあるべきかを考えて述べたものだ。たとえ反対意見を述べても、会議が終わればノーサイドである。若手も意見を述べやすい雰囲気があるのは当会の良さではないだろうか。

### 理事者室

## だより

# 「もう半年」「まだ半年」

副会長 豊島 健司

書いていた頃は、副会長になって半年となる。「折り返し点だね。身体に気をつけて。」等の励ましをいただくこと共

に、「副会長は楽しい」と聞かれることもある。刑事弁護活動をしている時の楽しさとは違う楽しさがある。

これほど気軽に話ができてくるとは就任前は思っていなかった。他の弁護士会との交流も盛んだ。どの弁護士会も理事者の任期は1年であり、ほとんどが1年生である。交流会やメーリスで意見交換をしている。私たちの課題を先行して取り組む弁護士会もあって参考になる。懇親会の郷土料理は美味しい。理事者の仕事を弁護士会事務局職員が支えてく

れている。不慣れた理事者

挨拶する芳野会長の隣で資料を確認する筆者

弁護士は1人で活動することが多いので、理事者で共通の課題に取り組み、議論して解決していく過程は楽しい。理事者会に限らず、理事者室、メーリス、LINEでのやりとりを活発に行う。

先口、理事者の中で、「もう半年」「まだ半年」というやりとりがあった。理事者それぞれ半年経った思いは違うようである。私自身は、これまでを振り返ると、「もう半年も経ってしまった。」となるが、取り組むべき課題を考えると、「まだ半年も取り組む時間はある。」と考えるところである。





# 情報セキュリティを考える

## はじめましょう

### その13 紙の記録のセキュリティ

ペーパーレス化やIT化が進んでいるとはいえ、弁護士業務は訴状や判決書、準備書面など「紙」とは縁が切れません。今回は「紙」について、①保管の場面、②発送・交付の場面、③処分(廃棄)の場面に分けて考えます。

①保管の場面ですが、まず、代替性のない書類(証拠の原本等)は鍵のついた棚等で厳重に保管し、その上で、いつ・誰から受領したのか、保管場所はどこなのかといった情報を管理簿に記録しましょう。

②次に②の発送・交付の場面についてですが、郵送の場合は宛先の確認はもちろん、送付簿を付けることも重要です。また、手渡しで交付する場合には相手に受領権限があるかの確認と、特に原本など重要なものを返却する場面では受領証

以上の情報は、ファイリングに綴り書棚に保管している方も多いと思いますが、注意したいのは「他人の視線」です。事務所には日常的に相談者や依頼者、配達業者など様々な人がやって来ます。これらの来所者の目に触れないよう、ファイルの置き場所には注意しましょう。

次に③の処分(廃棄)の場面についてですが、郵送の場合は宛先の確認はもちろん、送付簿を付けることも重要です。また、手渡しで交付する場合には相手に受領権限があるかの確認と、特に原本など重要なものを返却する場面では受領証

返却する場面では受領証ももらいましょう。以上は日常的に皆さんも意識していると思いますが、発送・交付の場面で最も警戒したいのは「裏紙」ではないでしょうか。確かに、エコ・経費節約は大事です。しかし、別事件に関する内容が記載された紙を裏紙として使うと、思わぬところで、個人情報・依頼者の機密情報等が流出する可能性があります。裏紙の利用は、もういっそのこと止めた方が良さそうです。

最後に③の処分(廃棄)の場面においては、事件記録等からの情報漏洩を防ぐため、シュレッダーで裁断したり溶解処理をしましょう(業者に依頼する場合は信頼できる業者に)。

- ①原本は鍵付きの場所で保管、その他の事件記録は来所者の視線からガード
- ②発送・交付の場面では裏紙が紛れていないか警戒
- ③事件記録を処分するときはシュレッダーか溶解

# 「いま日弁連では」

## 竹森日弁連副会長による会務報告会

9月10日、当会会館において、当会の平成27年度会長で現日弁連副会長の竹森裕子会員による日弁連会務報告会が開催された。当日は、前日弁連事務次長の二川裕之会員、現日弁連事務次長の武内大徳会員も駆けつけ、日弁連での論点について充実した説明がなされた。

テーマは多岐にわたるが、①民事裁判のIT化、②FATF(マネーロンダリングに関する金融活動作業部会)勧告に基づく本人確認の年次報告、③修習生への給付に関するいわゆる「谷間世代」問題、④男女共同参画の推進等についての報告があった。

①民事裁判のIT化については、会員が想像するよりも速いペースで実施に向けて取組がなされており、現行法内で実施可能な「争点整理におけるwebを利用し

竹森日弁連副会長

た会議」については、来年度に横浜地裁でも試行される可能性が高いという。更には、オンラインでの訴状提出、訴訟資料へのアクセス等も検討されているとのこと、裁判の有り様が大きく変わる可能性が説明された。

その他、②依頼者の本人確認に関する年次報告書の順調な提出により、マネーロンダリングの防止という本来の目的に沿った成果が出てきていること、③いわゆる「谷間世代」問題や、④男女共同参画推進に関する課題(育児中の会員について(会費免除等)について

も、各単位会に意見照会をするなどして制度構築に向けて活動していること、などが報告された。続いて二川会員と武内会員からは、事務次長の裏方としての仕事ぶりや、30に届かんとする多くの担当委員会との関係といった興味深いエピソードを聞くことができた。報告をした3名は、それぞれその職務のやりがいや将来いかに役立つかについて述べており、日弁連の要職に就く若手を育てたいという優しい気持ちが見え隠れしていたのが印象的だった。

(会員) 佐藤 裕

## 委員会活動紹介

### ⑧ 紛争解決センター運営委員会

#### 「紛争解決の一手段として有効活用を！」

当委員会の正副委員長と前委員長

ある「紛争解決センター」を設け、「民事上のトラブルを抱えているが、裁判(訴訟)まではしたくない、話し合い(示談)で解決したい」という市民のニーズに応え、裁判によらない紛争解決の場を提供している。当センターの手續には、和解あっせん手続と仲裁手続があり、いずれも当会の経験豊富な弁護士があっせん人又は仲裁人として手續

を主宰し紛争の解決に当たっている。当委員会、これら手續が適正かつ円滑に進行できるようにセンターの運営に関する業務を行うものである。当センターは、平成7年3月に設立され、平成20年3月には、いわゆるADR法に基づく法務大臣の認証を受けるなど実績を有するものの、近年は申立件数が低下している。そのため、昨年度より部会の構成を一新し、運営部会と活性化部会が活動している。

運営部会では、各事件につき手續上問題がないか確認するとともに、当センターの理念である「公平、迅速、簡便な手續による解決」がより一層実現されるよう、規則改正や運用改善を担う。活性化部会では、当セ

ンターを紛争解決の手段として一層認識・活用してもらうよう周知方法の工夫を図るとともに、他団体・機関との連携によるADRの迅速性・簡便性を生かした新たな運用に取り組んでいる。当委員会としては、有意義な当センターの制度を、会員にもますます利用してもらえよう、今後も制度を周知させるとともに、これを発展させていくよう積極的に取り組んでいきたい。そのためにも会員の力添えが不可欠であり、ADRを民事紛争解決の一手段として改めて認識していただき、日頃の法律相談における助言、受任事件の解決方法の選択の中で有効活用していただくよう、お願いする次第である。

(会員) 遠藤 政尚

### 編集後記

1月号に「今年も残すところあと12か月足らず……」と書いたばかりだと思っていたら、早くも今年3度目の編集後記。災害級の暑さを乗り越えることなく夏を乗り越えたい。何とか1年を乗り切れそうです。

- デスク 久保 義人
- 記者 飯島 麻樹
- 青山 良治
- 須山 園子
- 久保田 辰
- 土居 久子
- 田鍋 智之



## 神奈川県弁護士会 関内法律相談センター

電話/045-211-7700 予約受付時間/平日9:30~17:00

<p>◆交通事故相談</p> <p>相談時間 30分以内 相談料金 無料</p> <p>月~金曜 9:15~11:45</p> <p>13:15~15:45</p>	<p>◆消費者被害相談</p> <p>相談時間 45分以内 相談料金 無料</p> <p>火・金曜 13:15~16:15</p>
<p>◆交通事故による高次脳機能障害相談</p> <p>相談時間 50分以内 相談料金 無料</p> <p>第2、第4水曜 13:15~15:45</p>	<p>◆子どもの人権相談</p> <p>相談時間 45分以内 相談料金 無料</p> <p>木曜 13:15~16:15</p>
<p>◆外国人法律相談</p> <p>相談時間 60分以内</p> <p>第1、第3水曜 13:15~16:15</p> <p>相談料金 7,500円(税込)</p>	<p>◆働く人の法律相談</p> <p>相談時間 45分以内</p> <p>月・第2、第4木曜 13:15~14:45</p> <p>相談料金 5,000円(税込)</p>

◆インターネット予約は ひまわり相談ネットから